

十二 終期利子
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成十六年九月二十一日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{記録金額}}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365} \right)$$

十三 償還期限
 平成十六年九月二十一日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 国債代理店及び国債元利金支払
 取扱店並びに取扱郵便局
 平成十四年八月三十日から平成
 十四年九月十三日まで
 平成十四年九月二十日

十七 払込期日